

国保は **保険税** でささえられています



保険税はどうやって決めるの？

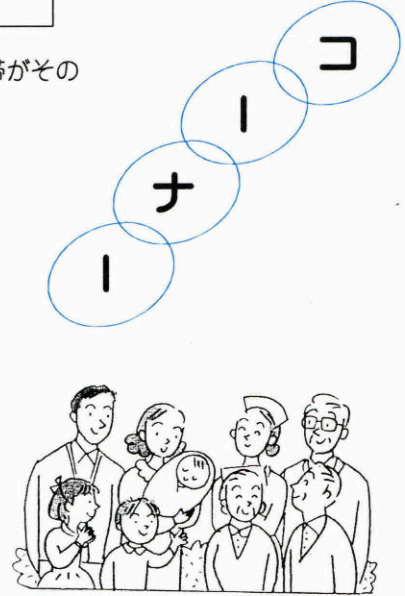
その年の医療費の総額を推計します。そこから、国などからの補助金とみなさんが支払う医療費分を差し引いた金額が、その年の保険税の総額となります。

$$\boxed{\text{その年の医療費推計額}} - \boxed{\text{国などからの補助金}} - \boxed{\text{みなさんが支払う医療費(一部負担金)}} = \boxed{\text{保険税}}$$

その年の保険税の総額は、4つにふり分けて計算し、それぞれ合計した額が、世帯がその年に納める保険税となります。

所得割	均等割	平等割	資産割
世帯の収入に応じて計算	世帯の加入者数に応じて計算	一世帯にいくらか計算	世帯の資産に応じて計算
 (三隅町の税率) 7.4%	 17,000円	 21,000円	 5.2%

※ 平成8年度の税率は据え置きです。



賦課(課税)総額の標準構成割合

		標準割合	三隅町の割合
応能割	所得割総額	100分の40	100分の52
	資産割総額	100分の10	100分の13
		50	65
応益割	被保険者均等割総額	100分の35	100分の22
	世帯別平等割総額	100分の15	100分の13
		50	35
計		100分の100	100分の100

(平成7年度)

(保険税は納期内に必ず納めましょう)

もしも、あなたが国保に入っていなかったら…
病気やケガでお医者さんにかかった時の医療費はすべて自己負担になり、精神的、肉体的にもあなたと家族の生活を苦しくすることになりかねません。

国保は、いざというときにも安心して医療が受けられることを目的とした制度です。そして、このために加入者みんなで出し合うお金が保険税です。みんなの健康生活のために、保険税は納め忘れなどのないよう、必ず期限内に納めましょう。

平成8年度第1期の納期は7月31日です。

〔保険税負担の平準化〕

保険者(市町村)間、及び被保険者(加入者)間の保険料負担の不均衡是正や中間所得者層の負担軽減を図るため応益割合に応じて軽減割合を見直すことになっています。

三隅町でも今後充分検討する必要があると思います。

(保険税の低所者に対する軽減割合の概要)

応益割合	35%未満	35~45%	45~55%	55%以上
現行	一律 6・4割			
本則	5・3割※1	6・4割	7・5・2割※2	6・4割
平成7年度	同上	同上	6・4・2割	同上
平成8年度	同上	同上	7・5・2割	同上

※1 5・3割は、保険者の判断により当分の間、現行の6・4割軽減のままとすることができる。

※2 7・5・2割軽減については、2年間かけて段階的に実施。

平成7年度………6・4・2割(2割軽減の新設)

平成8年度以降…7・5・2割(本則)

※三隅町では8年度は6割軽減、4割軽減としております。

乳ガン・子宮ガン検診のお知らせ

今年度の乳ガン・子宮ガン検診を左記の日程で実施します。

30才以上の女性の方は、是非受診しましょう。

1. 日時及び場所

月 日	場 所	受付時間
7月2日(火)	上地区 健康管理センター	午後1時から 2時まで
7月3日(水)	野波瀬漁協会館	同上
7月4日(木)	勤労者 スポーツセンター	同上
7月5日(金)	農業者 トレーニングセンター	同上

2. 料 金 ◎乳ガン 100円 ◎子宮ガン 400円

※ただし、老人医療受給者の方及び三隅町の国民健康保険の被保険者の方は無料です。

3. 対 象 30才以上の女性